

「福祉用具における保険給付の在り方」

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

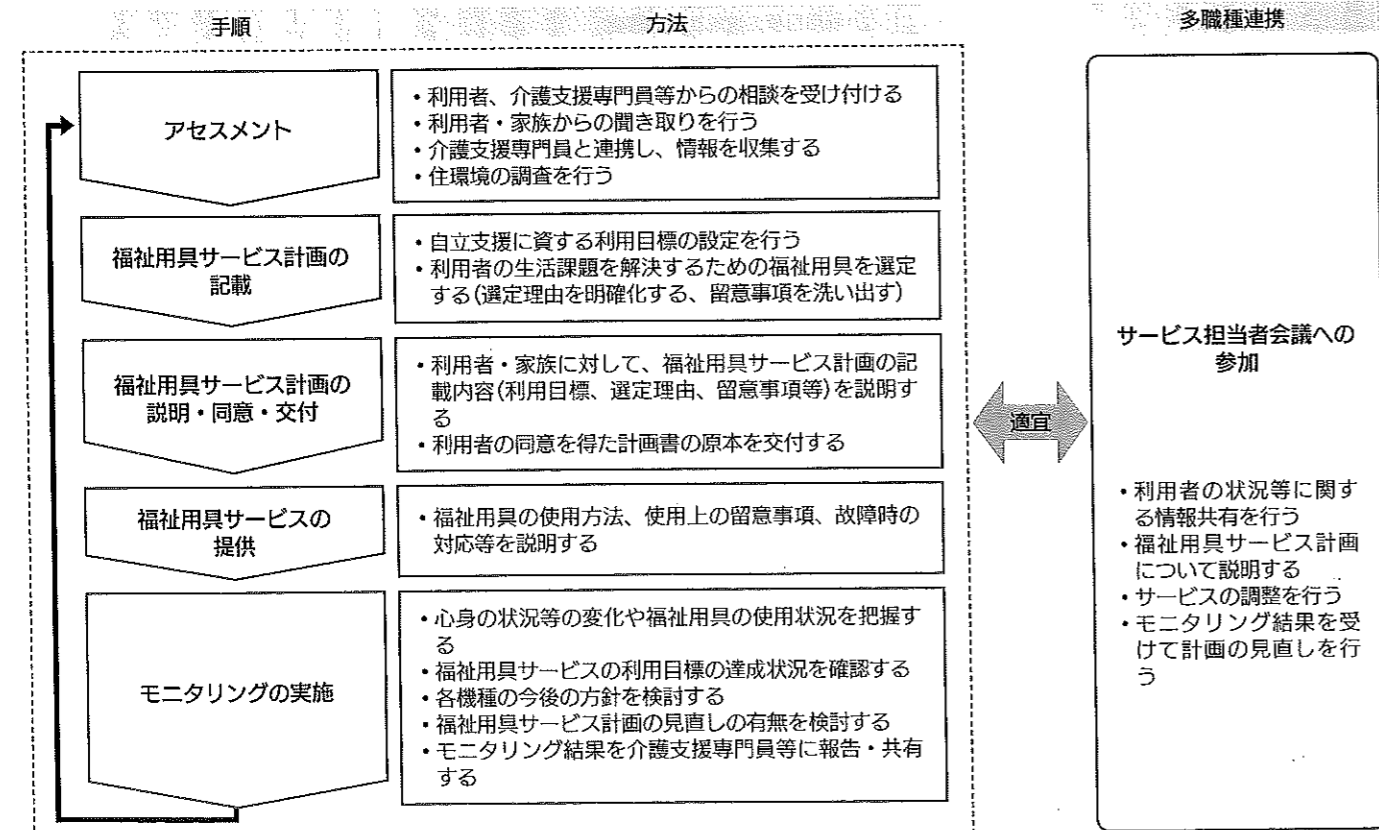
「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

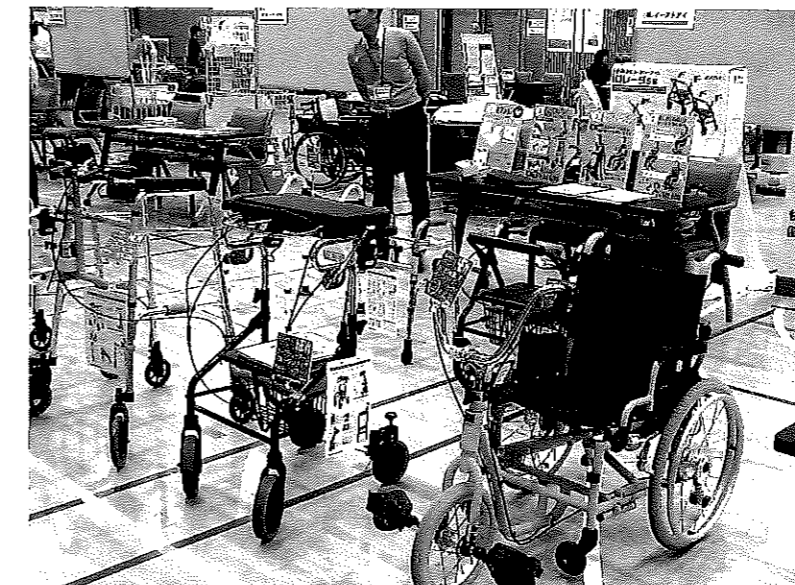
「福祉用具サービス」の政策は、他方、福祉用具サービスの政策は、福祉用具における保険給付の在り方

図表1 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法



# 福祉用具サービス計画作成で質の高いサービスに

— 計画作成のためのガイドラインを策定 —



▲年1回開催されている「千葉県福祉機器展」から

福祉用具サービスの効果的な活用によって利用者の生活の質を高めようと、福祉用具を貸与・販売する事業所には、平成24年4月から「福祉用具サービス計画」の作成が義務づけられた。その後の実態などもふまえて、厚生労働省は平成26年4月、計画作成のための基本的な考え方や留意点を示した「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を策定した。

適切な計画作成とサービスの実施、支援経過などの把握・分析・評価を標準化し、質の高いサービス提供をめざすガイドラインのポイントについて、老健局振興課に解説していただくとともに、ガイドライン作成に関わった西野雅信氏(千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センターマネージャー)にコメント取材した。福祉用具の貸与・販売事業所やケアマネージャーに、ガイドラインの積極的な活用が期待されている。

「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の策定について

厚生労働省老健局振興課

図表4 モニタリング実施内容の要点 (本ガイドラインより引用)

- ①福祉用具サービス計画に記載した利用目標の達成状況を検証する。
- ②当初に計画したとおり、福祉用具が適切に利用されているかを確認する。
- ③心身の状況変化等に伴う新たな利用者のニーズを把握する。
- ④福祉用具の点検を行い、必要に応じてメンテナンスを行う。
- ⑤福祉用具の誤った利用や誤操作により事故やヒヤリハットに繋がる可能性が想定されるところは、再度注意を喚起する。

図表3 福祉用具サービス計画の意義 (本ガイドラインより引用)

- ①福祉用具サービスの目標や内容に対する利用者等の理解の促進
- ②利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供
- ③事故防止・リスクマネジメント
- ④関係者間の情報共有・共通理解
- ⑤福祉用具専門相談員のスキルアップ

ひとりでも買物ができるようになる」などの行動目標として明記することを推奨している。

さらに、利用目標の考え方として、介護支援専門員が立案するケア

プラン「第2表」の「短期目標」との運動性が必要とされている。また、生活課題の解決方法、そのために用いる福祉用具について詳説しており、用いる福祉用具は「機種名」ではなく「品目」、つまり福祉用具のもつ「機能」を記載する必要性を明記している。

一方、福祉用具使用上の留意事項の項では、適切な使用方法について、利用者が安全かつ、もてる機能、能力を低下させず利用できることを意図して、具体的な視点を示している。

次に、福祉用具サービス計画の説明と同意、交付の提供の項では、①導入目標、②選定理由、③適切な利用方法、④モニタリングに関する点と、⑤リスクに関する点の要点を整理している。

さらに、福祉用具サービスの提供の項では、ほかの居宅サービスと異なり、サービス提供の大半が福祉用具に資することが特徴であることから、心身機能の低下や事故の発生を防止するという観点から、誤った使い方によって機能が低下した事例や、事故が発生した(しそうな)事例を事例を示し、理解を促すことの重要性を推奨している。同時に、必要に応じて、各福祉用具のパンフレットや関係団体(医療・介護ベッド安全

普及協議会等)が発行している啓発パンフレット等を活用することについても推奨している。

③第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)

平成24年4月の福祉用具サービス計画の作成の義務化に合わせ、福祉用具専門相談員には、福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)の実施が義務づけられている。そのため、ガイドラインにおけるモニタリングの実施の項では、その内容の要点を示している。すなわち、①目標の達成状況の検証、②適切に利用されているかの確認、③新たな利用者のニーズの把握、④福祉用具の点検とメンテナンス、⑤事故やヒヤリハットへの再度の注意喚起である(図表4)。

先述のとおり、福祉用具サービス提供の大半は福祉用具に資することが特徴であることから、このモニタリングの過程は極めて重要であり、モニタリングの流れと以下の①～⑤のような確認・検討事項を詳細に示している。参照していただきたい。

①福祉用具サービス計画に記載した利用目標の達成状況を検証する。

②当初に計画したとおり、福祉用具が適切に利用されているかを確認する。

図表5 ふくせん版 モニタリングシートの様式(平成26年3月改訂版)とモニタリングの流れの関係

流れ	心身の状況等の変化や福祉用具の利用状況の把握	福祉用具利用目標の達成状況の確認	今後の方針の検討	福祉用具サービス計画の見直し有無の検討
流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体状況・ADLの変化</li> <li>・意欲・意向等の変化</li> <li>・介護環境①(家族の状況)の変化</li> <li>・介護環境②(サービス利用等)・住環境の変化</li> <li>・利用福祉用具</li> <li>・利用開始日</li> <li>・利用状況の問題</li> <li>・点検結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具利用目標</li> <li>・目標達成状況(達成度)</li> <li>・目標達成状況(詳細)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方針</li> <li>・再検討の理由等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具サービス計画の見直しの必要性</li> <li>・総合評価</li> <li>・次回実施予定日</li> </ul>

(ガイドラインより引用)

図表2 福祉用具サービス計画作成ガイドラインの構成(本ガイドラインより引用)

第1章 福祉用具サービス計画および本ガイドラインの位置づけ	1. 本ガイドラインの位置づけ	2. 福祉用具サービス計画とは何か	3. 福祉用具サービス計画の意義	4. 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法
		(1)導入の経緯 (2)福祉用具サービス計画について		
第2章 福祉用具サービス計画の作成	1. アセスメント	(1)アセスメントの目的と考え方 (2)アセスメントの実施内容	(1)自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方 (2)利用目標の検討手順 (3)利用目標を検討するうえでの留意点	
	2. 福祉用具の利用目標の設定			
	3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化	(1)選定理由の考え方 (2)選定理由の記載方法	(1)選定理由の考え方 (2)選定理由の記載方法	
	4. 留意事項の洗い出し	(1)留意事項の考え方 (2)留意事項の記載方法	(1)留意事項の考え方 (2)留意事項の記載方法	
	5. サービス担当者会議への参加	(1)会議の位置づけ (2)会議の内容	(1)会議の位置づけ (2)会議の内容	
	6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と、福祉用具サービスの提供	(1)説明・同意・交付の位置づけ (2)説明・同意・交付の方法 (3)福祉用具サービスの提供	(1)説明・同意・交付の位置づけ (2)説明・同意・交付の方法 (3)福祉用具サービスの提供	
	7. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)」の記載方法	(1)基本情報の様式(26年3月版) (2)基本情報の位置づけ (3)記載項目及び記載要領	(1)基本情報の様式(26年3月版) (2)基本情報の位置づけ (3)記載項目及び記載要領	
	8. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)」の記載方法	(1)利用計画の様式(26年3月版) (2)利用計画の位置づけ (3)記載項目及び記載要領	(1)利用計画の様式(26年3月版) (2)利用計画の位置づけ (3)記載項目及び記載要領	
第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)	1. モニタリングの目的	(1)心身の状況等に関する変化や福祉用具の利用状況の把握 (2)利用目標の達成状況の確認 (3)今後の方針の検討 (4)福祉用具サービス計画の見直し有無の検討	(1)心身の状況等に関する変化や福祉用具の利用状況の把握 (2)利用目標の達成状況の確認 (3)今後の方針の検討 (4)福祉用具サービス計画の見直し有無の検討	
	2. モニタリングの流れと確認・検討事項	(5)利用者・家族へのモニタリング結果の説明 (6)モニタリング結果の介護支援専門員等への報告	(5)利用者・家族へのモニタリング結果の説明 (6)モニタリング結果の介護支援専門員等への報告	
	3. 「ふくせん版 モニタリングシート(訪問確認書)」の記載方法	(1)モニタリングシートの様式(26年3月版) (2)モニタリングシートの位置づけ (3)モニタリングシートの様式(改訂版)とモニタリングの流れの関係 (4)記載項目及び記載要領	(1)モニタリングシートの様式(26年3月版) (2)モニタリングシートの位置づけ (3)モニタリングシートの様式(改訂版)とモニタリングの流れの関係 (4)記載項目及び記載要領	

にあたる指定講習カリキュラムの整理・見直しを行うこと、および実務経験のある福祉用具専門相談員を対象にした福祉用具サービス計画の作成ガイドラインをとりまとめることにより、福祉用具専門相談員のサービスの質の向上を図るべく、調査研究事業を通じて見直し検討を行った。ここでは、福祉用具サービス計画作成ガイドラインの策定について

概説する。

**利用目標の達成状況を検証**

**②ガイドライン策定のねらいと構成**

福祉用具サービス計画の記載内容や支援経過等を分析・評価するうえで、福祉用具専門相談員が共通の認識をもち、さらなる質の高い福祉用具サービス計画を作成できるようガイドラインはとりまとめられた。

ガイドラインは、第1章から第3章の3部構成であり、第1章で、ガイドラインの位置づけや福祉用具サービス計画の意義と作成手順について総論的な解説をし、第2章と第3章では、サービスの質の管理の観点からPDCAマネジメントサイクル

の流れを意識して項目立てがなされている(図表2)。

**③ガイドラインの概要**

(1)第1章 福祉用具サービス計画およびガイドラインの位置づけ

第1章では、福祉用具サービス計画の意義として、以下の事項を整理している。すなわち、①サービスの目標や内容に対する利用者の理解の促進、②利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供、③事故防止・リスクマネジメント、④関係者間の情報共有・共通理解、⑤福祉用具専門相談員のスキルアップである。

これらの項目は、福祉用具サービス計画を用いることによってもたらされる効果や成果への期待を表すものであり、福祉用具サービス計画の点検項目ともいえる(図表3)。

(2)第2章 福祉用具サービス計画の作成

第2章では、まず、アセスメントの課程を整理している。すなわち、情報収集すべき項目や方法、介護支援専門員との連携による情報収集内容等が列挙されている。

また、マネジメントの課程における目標設定の考え方、検討手順を示しており、福祉用具利用目標の記入の項では、「(利用者の)めざす生活の具体化において典型例を示し、「(例)

- ③ 心身の状況変化等にとまなう新たな利用者のニーズを把握する。
- ④ 福祉用具の点検を行い、必要に応じてメンテナンスを行う。
- ⑤ 福祉用具の誤った利用や誤操作により事故やヒヤリハットに繋がる可能性が想定される場合は、再度注意を喚起する。

なお、ふくせん（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）版モニタリングシートの様式（平成26年3月改訂版）とモニタリングの流れの関係は図表5（P55）のようになる。

後の方針の検討の項であり、具体的には図表6に示したように、多様な観点から福祉用具の継続性について検討を行い、中止・変更や再度の目標設定を行うとともに、利用方法の変更といった視点も含めて判断を行うことの重要性を示している。

### 現場での支援や研修で活用を

以上、平成26年4月に公表した福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて概説した。ガイドラインは、実際の事例をもとにサービス計

画内容の実態およびその支援経過等について把握・分析・評価を行い、福祉用具専門相談員が参照することにより、現場で支援を行う際に活用できる内容として、専門家等の議論をふまえて作成されている。福祉用具貸与・販売事業所をはじめとして、居宅介護支援事業所の関係者の研修および支援等の際に幅広く活用していただければ幸いである。

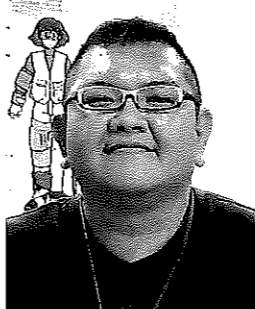
図表6 モニタリングにおける今後の方針の検討例  
(本ガイドラインより引用)

- アセスメント結果：歩行器を利用してトイレへ移動する際に、足を前へ踏み出しにくくなり、時々つまずき、家族が支えることがしばしば起こるようになった。
- 判断の視点
  - ・ トイレへの移動時間はどの程度か。排泄行為が間に合うのか。
  - ・ 転倒しそうな場合、家族が適切に支援することができるか。
  - ・ 歩行器から車いす等による移動への変更を検討した場合、利用者の有する能力の低下に繋がることにならないか。
  - ・ 利用者や家族の意識はどうか。

## 利用者本人の目標を実現するサービス計画書の作成を

千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センターマネージャー  
〔福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業〕  
ガイドライン作業部会メンバー

西野雅信氏(コメント)



### ケアプランとの連動性が課題に

ふくせん（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）が先駆的にフォームをつくり、平成24年4月

から福祉用具サービス計画書作成の義務化がスタートしたが、福祉用具サービス計画書の記載内容については、ケアプランとの連動性が課題となっていた。福祉用具サービス計画書をしつかりと書くこと

も大事だが、そのマスタープランとなるケアプランの方向性をどう具体化したらいのか。現状ではその連動があまりうまくいっていない実態があったからだ。また、個別に普及啓発・研修を

実施している介護実習センターや職能団体など、伝える側にとっても、どういった観点でサービス計画書についての研修を行えばいいか、質の向上と標準化のためにも、その視点に差が生じないようにするためのガイドラインが必要と感じていた。

ついてきちんと学ぶための養成プログラムの見直しについても検討された。

現場での重要な課題としてみえてきたのは、まず、誰に対して福祉用具サービス計画をつくるのかということだった。本来、福祉用具は利用者（本人・家族）の身体状況や居住環境などにあわせて生活上の障害を乗り越えるために活用するものである。そのため、計画は利用者（本人）に書かれるべきだが、ケアマネジャー・ケアチームなど専門職とのやりとりが意識された専門的な表現や、機種

の特性などの専門用語が多用され、利用者がこれを読んでわかるのだろうか？ と感じる内容のものもあった。そこで、今回作成したガイドラインでは、利用者（本人）に書かれるべきだが、ケアマネジャー・ケアチームなど専門職とのやりとりが意識された専門的な表現や、機種

の特性などの専門用語が多用され、利用者がこれを読んでわかるのだろうか？ と感じる内容のものもあった。そこで、今回作成したガイドラインでは、利用者（本人）に書かれるべきだが、ケアマネジャー・ケアチームなど専門職とのやりとりが意識された専門的な表現や、機種

の特性などの専門用語が多用され、利用者がこれを読んでわかるのだろうか？ と感じる内容のものもあった。そこで、今回作成したガイドラインでは、利用者（本人）に書かれるべきだが、ケアマネジャー・ケアチームなど専門職とのやりとりが意識された専門的な表現や、機種

の特性などの専門用語が多用され、利用者がこれを読んでわかるのだろうか？ と感じる内容のものもあった。そこで、今回作成したガイドラインでは、利用者（本人）に書かれるべきだが、ケアマネジャー・ケアチームなど専門職とのやりとりが意識された専門的な表現や、機種

の特性などの専門用語が多用され、利用者がこれを読んでわかるのだろうか？ と感じる内容のものもあった。そこで、今回作成したガイドラインでは、利用者（本人）に書かれるべきだが、ケアマネジャー・ケアチームなど専門職とのやりとりが意識された専門的な表現や、機種

また、調査研究事業では、個別援助計画のマスタープランとなるケアプランについても同時に比較したが、ケアプランでの環境整備に関する課題・ニーズおよび（長・短期）目標設定とサービス計画で福

質の評価の目安となるガイドラインは、今後は、質の評価の目安としても重要な意味をもってくるだろう。サービス提供の流れには手間と感ずることも、安全性という意味では、留意点や選定理由をしつかり示し、これが

質の評価の目安となるガイドラインは、今後は、質の評価の目安としても重要な意味をもってくるだろう。サービス提供の流れには手間と感ずることも、安全性という意味では、留意点や選定理由をしつかり示し、これが

質の評価の目安となるガイドラインは、今後は、質の評価の目安としても重要な意味をもってくるだろう。サービス提供の流れには手間と感ずることも、安全性という意味では、留意点や選定理由をしつかり示し、これが